

## JTB旅ホ連共済 給付規約の改定について



平素よりJTB旅ホ連共済にご支援賜り、誠にありがとうございます。

2019/11/12の共済理事会において、下記の通り、規約を改正いたしました。

加入員の皆様にとって 給付を受けやすい内容となっております。是非ご参照下さい。

尚、ご不明な点は、旅ホ連共済事務局までご連絡下さい。

JTB旅ホ連共済事務局 電話：03-3834-7054 担当：鈴木、川崎、山田  
E-MAIL kyosai 7054@tb.gr.jp

項目	現行	改定	適用開始日												
家族弔慰金	死亡者1名(1件)につき該当者1名とし、複数の加入員が関係する場合であっても併給はしない。	複数の加入員が関係する場合、 <b>加入員それぞれに給付する。</b>	2019/12/1の死亡日から												
入学祝金 (小中学校)	夫婦とも加入員であっても併給はしない	夫婦とも加入員の場合は、 <b>双方に給付する</b>	2020/4/1入学分から												
入院見舞金	加入員が傷病の治療のために入院し、その期間が連続7日以上となったときは入院見舞金として3万円(プランB 5万円)を給付する。(地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">入院期間 (連続)</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">プランA</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">プランB</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3日</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>4～6日</td> <td>15,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>7日以上 (変更なし)</td> <td>30,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>加入員が傷病の治療のために入院し(その期間が連続〇日以上)たときは入院見舞金として<b>右記の通り給付する。</b> (地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する場合を含む)</p> <p>ご注意 記載金額は、1日あたりの給付額でなく、入院1回に対する給付金額です。</p> <p>例えば、3日間入院の場合、給付額は 5,000円であって、5,000円×3日の 15,000円ではありません。</p>	入院期間 (連続)	プランA	プランB	1～3日	5,000円	10,000円	4～6日	15,000円	25,000円	7日以上 (変更なし)	30,000円	50,000円	2019/12/1退院分から
入院期間 (連続)	プランA	プランB													
1～3日	5,000円	10,000円													
4～6日	15,000円	25,000円													
7日以上 (変更なし)	30,000円	50,000円													
注意事項	出産のための入院の場合は給付しません	<p>注意事項</p> <p>出産・検査のための入院の場合は、給付しません。但し、<b>正常でない分娩(帝王切開・切迫早産・切迫流産・妊娠悪阻ほか)の場合で、14日以上入院した場合は給付します。</b></p>													

\* 上記は、改定事項の一部です。詳細は、2020年1月下旬に 更新のご案内とともに送付する規約冊子改訂版をご参照ください。(規約が優先となります)

\* 家族弔慰金、入学祝金、入院見舞金の新しい申請書は、下記にて出力ください。

やどこむ→JTB旅ホ連共済→給付金申請・追加申込・変更届のご案内

→給付金申請書/申込書(届)(2019/12/1以降)(現在の申請書もそのまま利用できます)